

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備 考
<p data-bbox="192 457 1113 525">請負工事設計変更等ガイドライン</p> <p data-bbox="528 1360 866 1423">令和8年4月</p> <p data-bbox="617 1520 789 1583">札幌市</p>	<p data-bbox="1516 457 2436 638">請負工事設計変更等ガイドライン (案)</p> <p data-bbox="1804 1360 2142 1423">令和7年4月</p> <p data-bbox="1893 1520 2065 1583">札幌市</p>	<p data-bbox="2623 1058 2766 1092">年月修正</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 ガイドライン改訂の背景と目的 . . . . . 1</p> <p>2 設計変更</p> <p>2-1 用語の定義 . . . . . 2</p> <p>2-2 設計変更の基本事項 . . . . . 2</p> <p>（1）基本原則 . . . . . 2</p> <p>（2）設計変更に伴う契約変更の範囲 . . . . . 2</p> <p>2-3 設計変更に関する留意事項 . . . . . 3</p> <p>（1）発注者の留意事項 . . . . . 3</p> <p>（2）受注者の留意事項 . . . . . 3</p> <p>2-4 設計変更が不可能なケース . . . . . 4</p> <p>2-5 設計変更が可能なケース . . . . . 4</p> <p>2-6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方 . . . . . 5</p> <p>（1）施工方法等の指定・任意の基本的な考え方 . . . . . 5</p> <p>（2）指定・任意の設計変更における留意点 . . . . . 5</p> <p>2-7 設計図書の照査 . . . . . 6</p> <p>（1）設計図書の照査とは . . . . . 6</p> <p>（2）設計図書の照査の範囲を超えるもの . . . . . 6</p> <p>2-8 設計図書の訂正又は変更 . . . . . 6</p> <p>2-9 設計変更による対応が必要な事例 . . . . . 7</p> <p>（1）<b>図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない</b> . . . . . 7</p> <p>（2）設計図書に誤謬又は脱漏がある . . . . . 7</p> <p>（3）設計図書の表示が明確でない . . . . . 7</p> <p>（4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない . . . . . 7</p> <p>（5）設計図書に明示されていない 施工条件について予期することができない特別な状態が生じた . . . . . 7</p> <p>（6）発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する . . . . . 8</p> <p>（7）<b>受注者の責によらない事由による工事の全部又は一部の施工の一時中止</b> . . . . . 8</p> <p>（8）受注者の請求による工期の延長 . . . . . 8</p> <p>（9）発注者の請求による工期の短縮 . . . . . 9</p> <p>（10）発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 . . . . . 9</p> <p>2-10 設計変更の手続き . . . . . 10</p> <p>（1）契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合の手続き . . . . . 10</p> <p>（2）発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合の手続き . . . . . 11</p> <p>（3）受注者の責によらない事由により工事を一時中止する場合の手続き . . . . . 11</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 ガイドライン策定の背景と目的 . . . . . 1</p> <p>2 設計変更</p> <p>2-1 用語の定義 . . . . . 2</p> <p>2-2 設計変更の基本事項 . . . . . 2</p> <p>（1）基本原則 . . . . . 2</p> <p>（2）設計変更に伴う契約変更の範囲 . . . . . 2</p> <p>2-3 設計変更に関する留意事項 . . . . . 3</p> <p>（1）発注者の留意事項 . . . . . 3</p> <p>（2）受注者の留意事項 . . . . . 3</p> <p>2-4 設計変更が不可能なケース . . . . . 4</p> <p>2-5 設計変更が可能なケース . . . . . 4</p> <p>2-6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方 . . . . . 5</p> <p>（1）施工方法等の指定・任意の基本的な考え方 . . . . . 5</p> <p>（2）指定・任意の設計変更における留意点 . . . . . 5</p> <p>2-7 設計図書の照査 . . . . . 6</p> <p>（1）設計図書の照査とは . . . . . 6</p> <p>（2）設計図書の照査の範囲を超えるもの . . . . . 6</p> <p>2-8 設計図書の訂正又は変更 . . . . . 6</p> <p>2-9 設計変更の具体例 . . . . . 7</p> <p>（1）設計図書が互いに一致しない . . . . . 7</p> <p>（2）設計図書に誤謬又は脱漏がある . . . . . 7</p> <p>（3）設計図書の表示が明確でない . . . . . 7</p> <p>（4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない . . . . . 7</p> <p>（5）設計図書に明示されていない 施工条件について予期することができない特別な状態が生じた . . . . . 7</p> <p>（6）発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する . . . . . 8</p> <p>（7）発注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止 . . . . . 8</p> <p>（8）受注者の請求による工期の延長 . . . . . 8</p> <p>（9）発注者の請求による工期の短縮 . . . . . 8</p> <p>（10）発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業指示をした場合 . . . . . 9</p> <p>2-10 設計変更の手続き . . . . . 10</p> <p>（1）契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合の手続き . . . . . 11</p> <p>（2）発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合の手続き . . . . . 11</p> <p>（3）受注者の責によらない事由により工事を一時中止する場合の手続き . . . . . 11</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">文言修正</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p>(4) 受注者の請求により工期を延長する場合の手続き . . . . . 12</p>	<p>(4) 受注者の請求により工期を延長する場合の手続き . . . . . 12</p>	
<p>(5) 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き . . . . . 12</p>	<p>(5) 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き . . . . . 12</p>	
<p>(6) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き . . . . . 13</p>	<p>(6) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き . . . . . 13</p>	
<p>3 工事の一時中止</p>	<p>3 工事の一時中止</p>	
<p>3-1 発注者の中止指示義務 . . . . . 14</p>	<p>3-1 発注者の工事中止指示義務 . . . . . 14</p>	
<p>(1) 工事の全部または一部の施工を中止すべき場合 . . . . . 14</p>	<p>(1) 工事を中止すべき場合 . . . . . 14</p>	
<p>(2) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取扱い . . . . . 14</p>	<p>(2) 工事の一時中止期間中における主任技術者及び監理技術者の取扱い . . . . . 14</p>	
<p>3-2 受注者による中止事案の確認請求 . . . . . 14</p>	<p>3-2 工事の一時中止に係る基本的な流れ . . . . . 15</p>	
<p>3-3 工事の一時中止に関する留意事項 . . . . . 15</p>	<p>3-3 中止の指示・通知 . . . . . 16</p>	
<p>(1) 発注者の留意事項 . . . . . 15</p>	<p>(1) 中止の指示・通知 . . . . . 16</p>	
<p>(2) 受注者の留意事項 . . . . . 15</p>	<p>(2) 発注者の中止権 . . . . . 16</p>	
<p>3-4 基本計画書の作成 . . . . . 16</p>	<p>(3) 工事の中止期間 . . . . . 16</p>	
<p>3-5 工期短縮計画書の作成 . . . . . 18</p>	<p>3-4 基本計画書の作成 . . . . . 16</p>	
<p>3-6 請負代金額又は工期の変更 . . . . . 18</p>	<p>3-5 工期短縮計画書 . . . . . 18</p>	
<p>(1) 請負代金額の変更 . . . . . 18</p>	<p>3-6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担 . . . . . 18</p>	
<p>(2) 工期の変更 . . . . . 18</p>	<p>(1) 請負代金額の変更 . . . . . 18</p>	
<p>3-7 工事の全部または一部の一時中止に係る基本的な流れ . . . . . 19</p>	<p>(2) 工期の変更 . . . . . 18</p>	
<p>3-8 増加費用の考え方 . . . . . 20</p>	<p>3-7 増加費用の考え方 . . . . . 18</p>	
<p>(1) 契約後準備工着手前に工事の全部または一部の一時中止をした場合 . . . . . 20</p>	<p>(1) 本工事施工中に中止した場合 . . . . . 18</p>	
<p>(2) 準備工期間に工事の全部または一部の一時中止をした場合 . . . . . 20</p>	<p>(2) 契約後準備工着手前に中止した場合 . . . . . 19</p>	
<p>(3) 本工事施工中に工事の全部または一部の一時中止をした場合 . . . . . 21</p>	<p>(3) 準備工期間中に中止した場合 . . . . . 19</p>	
<p>(4) 工期短縮を行った場合 . . . . . 22</p>	<p>(4) 増加費用の構成</p>	<p>文言修正 項目追加</p>
<p>(5) 増加費用の構成</p>	<p>(4) - 1 土木工事 . . . . . 20</p>	
<p>(5) - 1 土木工事 . . . . . 22</p>	<p>(4) - 2 建築・設備工事 . . . . . 21</p>	
<p>(5) - 2 建築・設備工事 . . . . . 23</p>	<p>(5) 増加費用の積算</p>	
<p>(6) 増加費用の積算</p>	<p>(5) - 1 土木工事 . . . . . 21</p>	
<p>(6) - 1 土木工事 . . . . . 23</p>	<p>(5) - 2 建築・設備工事 . . . . . 24</p>	
<p>(6) - 2 建築・設備工事 . . . . . 27</p>	<p>(5) - 3 増加費用の費目と内容 . . . . . 25</p>	
<p>(6) - 3 増加費用算出の適用範囲 . . . . . 27</p>	<p>4 資料</p>	
<p>(6) - 4 一時中止の区分の違い . . . . . 28</p>	<p>(1) 札幌市建設工事請負契約約款（抜粋） . . . . . 27</p>	
<p>4 資料</p>	<p>(2) 施工条件の明示項目及び明示事項 . . . . . 31</p>	
<p>(1) 札幌市建設工事請負契約約款（抜粋） . . . . . 30</p>	<p>(3) 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について</p>	
<p>(2) 施工条件の明示項目及び明示事項 . . . . . 34</p>	<p>(令和3年2月22日付 国官技第286号の3) . . . . . 35</p>	
<p>(3) 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について</p>	<p>(4) 工事の一時中止に係る様式 . . . . . 43</p>	
<p>(令和3年2月22日付 国官技第286号の3) . . . . . 38</p>		
<p>(4) 工事の一時中止に係る様式 . . . . . 46</p>		

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>1 ガイドライン改訂の背景と目的</b></p> <p>令和6年度の担い手3法（品確法、入契法、建設業法）改正では、発注者に対し工事品質の確保や担い手の適正な処遇といった観点から施工条件の明確化や適切な契約変更の実施などの責務が明示されたことから、設計変更においても、法改正の主旨を踏まえた適正な運用がより一層求められます。</p> <p>公共工事では、施工段階で設計内容の見直しが必要となる事象が発生することがあり、適切な設計変更を行うことは、工事の品質確保と円滑な施工に不可欠です。しかし、これまでの運用では、設計条件の不整合、関係機関協議の不足、施工条件の不明確さなどにより予期することのできない特別な状態が生じた、あるいは工事の施工を一時中止させた場合の設計変更について課題が指摘されてきました。</p> <p>本ガイドラインは、設計変更の判断基準や手続を整理し、発注者と受注者が共通の理解のもとで適切に対応できるよう示すものです。これにより、公共工事の品質確保と担い手の働きやすい環境づくりを推進することを目的としています。</p> <p><b>【品確法】（抜粋）</b>  <b>第3条（基本理念）</b>  <u>公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</u></p> <p><b>第7条（発注者等の責務）</b>  <b>12</b> <u>設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。</u></p> <p><b>【入契法】（抜粋）</b>  <b>第13条（各省各庁の長等の責務）</b>  <b>2</b> <u>各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。</u></p> <p><b>【建設業法】（抜粋）</b>  <b>第18条（建設工事の請負契約の原則）</b>  <u>建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。</u></p> <p><b>第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）</b>  <u>注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。</u></p> <p><b>第19条の5（著しく短い工期の禁止）</b>  <u>注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。</u></p>	<p><b>1 ガイドライン策定の背景と目的</b></p> <p>平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という。）では、「建設工事の担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「適切に施行条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更」が明記された。</p> <p>本ガイドラインは、改正品確法の趣旨を踏まえ発注者としての責務を果たすため、札幌市建設工事請負契約約款（4資料(1)、以下「契約約款」という。）に規定する設計変更及び工事の一時中止に係る手続きやルールを明らかにし、受注者・発注者間の共通指針とすることにより、設計変更等を適切に行うことを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、設計変更等における一般的な考え方を示すものである。</p> <p><b>【改正品確法】（抜粋）（基本理念）</b>  <b>第3条</b> 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p><b>第7条</b> 1号～6号省略</p> <p><b>7</b> 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。</p> <p><b>【発注関係事務の運用に関する指針】（抜粋）</b>  「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」（令和7年2月3日改正）  <b>Ⅱ 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項</b>  <b>1-1 工事発注準備段階</b>  （現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）  工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。  <b>1-3 工事施工段階</b>  （施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）  施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。</p>	<p>文言修正 関係法令追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>2 設計変更</b></p> <p><b>2-1 用語の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「設計変更」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面等の設計図書を変更する場合、契約手続き前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。（契約約款第18条、第19条：4_資料（1）を参照）</li> <li>■「契約変更」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期の変更又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。（契約約款第24条、第25条：4_資料（1）を参照）</li> <li>■「軽易な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの</li> <li>・新工種に係るもの</li> <li>・設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が直近請負代金額の20%を超えるもの、又は3,000万円以上のもの</li> </ul> </li> <li>■「書面」とは、<b>工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</b></li> <li>■「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事施工上必要な事項を書面により示すことをいう。</li> <li>■「協議」とは、協議事項について監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</li> </ul> <p><b>2-2 設計変更の基本事項</b></p> <p><b>（1）基本原則</b></p> <p>設計変更は、工事の実施にあたり、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様等の一部を変更することをいい、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。</p> <p>従って、次のような場合は、上記の設計変更の範囲を超えるものであって、原則、設計変更により対応することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する</li> <li>イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する</li> </ul> <p><b>（2）設計変更に伴う契約変更の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</li> <li>イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。</li> </ul>	<p><b>2 設計変更</b></p> <p><b>2-1 用語の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「設計変更」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面等の設計図書を変更する場合、契約手続き前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。</li> <li>■「契約変更」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期の変更又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。</li> <li>■「軽易な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの</li> <li>・新工種に係るもの</li> <li>・設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が直近請負代金額の20%を超えるもの、又は3,000万円以上のもの</li> </ul> </li> <li>■「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。（電磁的記録を含む。）</li> <li>■「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。</li> <li>■「協議」とは、協議事項について監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</li> </ul> <p><b>2-2 設計変更の基本事項</b></p> <p><b>（1）基本原則</b></p> <p>設計変更は、工事の実施にあたり、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様等の一部を変更することをいい、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第42条、札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）では第21条～第23条）</p> <p>従って、次のような場合は、上記の設計変更の範囲を超えるものであって、設計変更により対応することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する</li> <li>イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する</li> </ul> <p><b>（2）設計変更に伴う契約変更の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</li> <li>イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工条件を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。</li> </ul>	<p>文言修正</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>2-3 設計変更に関する留意事項</b></p> <p><b>(1) 発注者の留意事項</b></p> <p>ア 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。 <b>（明示項目及び明示事項の内容は、4_資料(2)を参照）</b></p> <p>イ 設計変更を行う必要が生じた場合など、<b>必要な指示、協議等は書面により行わなければならない。</b>（契約約款第1条第5項：<b>4_資料(1)を参照</b>）</p> <p>ウ 受注者から契約約款第18条（条件変更等）に係る確認請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。また、調査の結果は、調査の終了後<b>14日以内</b>に受注者に通知しなければならない。（契約約款第18条第2項、第3項：<b>4_資料(1)を参照</b>）</p> <p>エ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）</p> <p>オ 設計変更を行うために契約変更<sup>注</sup>に先立ち指示、協議等を行う際は、<b>書面に概算金額</b>を記載する。</p> <p>カ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽易な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるとする。</p> <p>キ 軽易な設計変更については、<b>書面により</b>設計変更内容、概算金額<sup>注</sup>及び<b>工期延長の必要日数等</b>を明示したうえで、受注者と協議を行い了解を得る。</p> <p>ク 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更について検討する。</p> <p><b>注）概算金額は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。</b></p> <p><b>(2) 受注者の留意事項</b></p> <p>ア 工事の着手にあたって設計図書の照査を行い、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知して確認を求める。</p> <p>イ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ないケースがあるため、受注者はその協議すべき事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行う。</p> <p>ウ 受注者は、<b>発注者から</b>書面による回答を得てから施工する。</p>	<p><b>2-3 設計変更に関する留意事項</b></p> <p><b>(1) 発注者の留意事項</b></p> <p>ア 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。 （明示項目及び明示事項は4資料(2)）</p> <p>イ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面で行う。 （契約約款第1条第5項）</p> <p>ウ 受注者から設計変更の確認の請求があった場合は、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行う。また、調査の結果は、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。 （契約約款第18条第2項、第3項）</p> <p>エ 当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）</p> <p>オ 設計変更を行うために、契約変更<sup>注</sup>に先立ち指示、協議等を行う際は、書面に概算金額を記載する。</p> <p>カ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽易な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるとする。</p> <p>キ 軽易な設計変更については、協議簿により設計変更内容、概算金額及び延長必要日数等を明示したうえで、受注者と協議を行い了解を得る。</p> <p>ク 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更について検討する。 注）概算金額は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。</p> <p><b>(2) 受注者の留意事項</b></p> <p>ア 工事の着手にあたって設計図書の照査を行い、契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。</p> <p>イ 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ないケースがあるため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行う。</p> <p>ウ 受注者は工事施工協議簿等の書面による回答を得てから施工する。</p>	<p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考																																												
<p><b>2-4 設計変更が不可能なケース</b></p> <p>次の場合においては、原則として設計変更はできない。ただし、契約約款第27条（臨機の措置＝災害防止等）に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p>イ <b>発注者からの回答前に施工を実施した場合</b></p> <p>ウ 「承諾」で施工した場合（ここでいう承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。）</p> <p>エ 契約約款18条～25条（21条を除く）、札幌市土木工事共通仕様書（1-1-1-17～19）、公共建築工事標準仕様書（1.1.8～1.1.10）に定められている所定の手続きを経ていない場合</p> <p>オ <b>口頭のみなど、正式な書面によらない事項で施工を実施した場合</b></p> <p><b>2-5 設計変更が可能なケース</b></p> <p>契約約款において、設計変更の対象事項は次のとおり規定している。 （※設計変更による対応が必要な事例は2-9に示す。）</p> <p>設計変更の対象事項</p> <table border="1" data-bbox="118 1039 1234 1759"> <thead> <tr> <th>設計変更の対象事項</th> <th>契約約款</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第4号</td> </tr> <tr> <td>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第5号</td> </tr> <tr> <td>(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）</td> <td>第19条</td> </tr> <tr> <td>(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の<b>全部または一部</b>の一時中止（手続き2-10(3)）</td> <td>第20条</td> </tr> <tr> <td>(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）</td> <td>第22条</td> </tr> <tr> <td>(9) 発注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）</td> <td>第23条</td> </tr> <tr> <td>(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示する場合（手続き2-10(6)）</td> <td>第18条</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他に支給材料及び貸与品（契約約款第15条）でも設計変更する場合があることを規定している。</p>	設計変更の対象事項	契約約款	(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第1号	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）	第18条第1項第2号	(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第3号	(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第4号	(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）	第18条第1項第5号	(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）	第19条	(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の <b>全部または一部</b> の一時中止（手続き2-10(3)）	第20条	(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）	第22条	(9) 発注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）	第23条	(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示する場合（手続き2-10(6)）	第18条	<p><b>2-4 設計変更が不可能なケース</b></p> <p>次の場合においては、原則として設計変更はできない。ただし、契約約款第27条（臨機の措置）に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p>イ 発注者と「協議」しているが、協議の回答前に施工を実施した場合</p> <p>ウ 「承諾」で施工した場合（ここでいう承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。）</p> <p>エ 契約約款18条～25条（21条を除く）、札幌市土木工事共通仕様書（1-1-1-17～19）、公共建築工事標準仕様書（1.1.8～1.1.10）に定められている所定の手続きを経ていない場合</p> <p>オ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）で施工を実施した場合</p> <p><b>2-5 設計変更が可能なケース</b></p> <p>契約約款において、設計変更の対象事項は次のとおり規定している。（設計変更の具体例は2-9に示す。）</p> <p>設計変更の対象事項</p> <table border="1" data-bbox="1389 961 2504 1644"> <thead> <tr> <th>設計変更の対象事項</th> <th>契約約款</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 設計図書が互いに一致しない（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第4号</td> </tr> <tr> <td>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）</td> <td>第18条第1項第5号</td> </tr> <tr> <td>(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）</td> <td>第19条</td> </tr> <tr> <td>(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止（手続き2-10(3)）</td> <td>第20条</td> </tr> <tr> <td>(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）</td> <td>第22条</td> </tr> <tr> <td>(9) 発注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）</td> <td>第23条</td> </tr> <tr> <td>(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（手続き2-10(6)）</td> <td>第18条</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他に支給材料及び貸与品（契約約款第15条）でも設計変更する場合があることを規定している。</p>	設計変更の対象事項	契約約款	(1) 設計図書が互いに一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第1号	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）	第18条第1項第2号	(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第3号	(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第4号	(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）	第18条第1項第5号	(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）	第19条	(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止（手続き2-10(3)）	第20条	(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）	第22条	(9) 発注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）	第23条	(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（手続き2-10(6)）	第18条	<p>備考</p> <p>文言修正・追記</p>
設計変更の対象事項	契約約款																																													
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第1号																																													
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）	第18条第1項第2号																																													
(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第3号																																													
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第4号																																													
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）	第18条第1項第5号																																													
(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）	第19条																																													
(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の <b>全部または一部</b> の一時中止（手続き2-10(3)）	第20条																																													
(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）	第22条																																													
(9) 発注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）	第23条																																													
(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示する場合（手続き2-10(6)）	第18条																																													
設計変更の対象事項	契約約款																																													
(1) 設計図書が互いに一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第1号																																													
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある（手続き2-10(1)）	第18条第1項第2号																																													
(3) 設計図書の表示が明確でない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第3号																																													
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない（手続き2-10(1)）	第18条第1項第4号																																													
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた（手続き2-10(1)）	第18条第1項第5号																																													
(6) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する（手続き2-10(2)）	第19条																																													
(7) 受注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止（手続き2-10(3)）	第20条																																													
(8) 受注者の請求による工期の延長（手続き2-10(4)）	第22条																																													
(9) 発注者の請求による工期の短縮（手続き2-10(5)）	第23条																																													
(10) 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（手続き2-10(6)）	第18条																																													

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考																														
<p><b>2-6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方</b></p> <p><b>(1) 施工方法等の指定・任意の基本的な考え方（契約約款第1条第3項）</b>                      仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となる。                      一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。</p> <p><b>(2) 指定・任意の設計変更における留意点</b>                      任意の施工方法等は、受注者がその責任において定めるものであるため、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選択するために必要な条件について変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。                      指定の施工方法等については、受注者に裁量の余地が認められていないため、現場で施工する構造、規格、寸法、工法等の全てが設計変更の対象となる。</p> <p>指定・任意の考え方</p> <table border="1" data-bbox="160 879 1294 1226"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定</th> <th>任意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書における明示</td> <td>施工方法等について具体的に明示</td> <td>施工方法等について明示しない※1</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>変更するには発注者の指示が必要</td> <td>変更にあたって発注者の指示は必要ない</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更がある場合の設計変更</td> <td>設計変更の対象</td> <td>設計変更の対象とならない</td> </tr> <tr> <td>設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更</td> <td>設計変更の対象</td> <td>設計変更の対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工において受注者を拘束するものではない。</p> <div data-bbox="270 1381 1323 1667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【指定・任意の設計変更に係る不適切な対応事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応</li> <li>➢ 標準歩掛ではバックホウ施工となっているので、「クラムシエルの施工は不可」との対応</li> <li>➢ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応</li> </ul> </div>		指定	任意	設計図書における明示	施工方法等について具体的に明示	施工方法等について明示しない※1	施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない	施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象とならない	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象	<p><b>2-6 仮設・施工方法等の指定・任意の考え方</b></p> <p><b>(1) 施工方法等の指定・任意の基本的な考え方（契約約款第1条第3項）</b>                      仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となる。                      一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。</p> <p><b>(2) 指定・任意の設計変更における留意点</b>  <u>任意の施工方法等は、受注者がその責任において定めるものであるため、原則として設計変更の対象とはしない。</u>ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選択するために必要な条件について変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。                      指定の施工方法等については、受注者の裁量の余地が認められていないため、現場で施工する構造、規格、寸法、工法等の全てが設計変更の対象となる。</p> <p>指定・任意の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1433 842 2567 1188"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定</th> <th>任意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計図書における明示</td> <td>施工方法等について具体的に明示</td> <td>施工方法等について明示しない※1</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更</td> <td>変更するには発注者の指示が必要</td> <td>変更にあたって発注者の指示は必要ない</td> </tr> <tr> <td>施工方法等の変更がある場合の設計変更</td> <td>設計変更の対象</td> <td>設計変更の対象とならない</td> </tr> <tr> <td>設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更</td> <td>設計変更の対象</td> <td>設計変更の対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工において受注者を拘束するものではない。</p> <div data-bbox="1540 1346 2594 1631" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>指定・任意の運用として不適切な対応事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応</li> <li>➢ 標準歩掛ではバックホウ施工となっているので、「クラムシエルの施工は不可」との対応</li> <li>➢ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応</li> </ul> </div>		指定	任意	設計図書における明示	施工方法等について具体的に明示	施工方法等について明示しない※1	施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない	施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象とならない	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象	<p>文言修正</p>
	指定	任意																														
設計図書における明示	施工方法等について具体的に明示	施工方法等について明示しない※1																														
施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない																														
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象とならない																														
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象																														
	指定	任意																														
設計図書における明示	施工方法等について具体的に明示	施工方法等について明示しない※1																														
施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない																														
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象とならない																														
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象	設計変更の対象																														

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>2-7 設計図書の照査</b></p> <p><b>(1) 設計図書の照査とは</b>  「設計図書の照査」とは、受注者が発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いかを確認することであり札幌市土木工事共通仕様書では設計図書の照査について次のように規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>3. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。</p> <p>また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</p> </div> <p><b>(2) 設計図書の照査の範囲を超えるもの</b>  （具体例は、2-9（10）を参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【受注者が自らの負担で行う部分】</b></p> <p>①設計照査に係る費用</p> <p>②設計照査の結果を監督職員に説明するための資料作成  （現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等）</p> <p>③監督職員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成</p> <p><b>【発注者が実施する部分】（設計変更するために必要な資料）＝設計図書の照査の範囲を超えるもの</b></p> <p>①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等  ※受注者に作成を指示する場合は、照査の範囲を超えるため請負代金額を変更し、その費用を負担しなければならない。</p> </div> <p><b>2-8 設計図書の訂正又は変更</b></p> <p>設計図書の訂正又は変更は、<b>発注者が行わなければならない。</b>  （契約約款第18条第4項：4_資料（1）を参照）</p>	<p><b>2-7 設計図書の照査</b></p> <p><b>(1) 設計図書の照査とは</b>  「設計図書の照査」とは、受注者が発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いかを確認することで、札幌市土木工事共通仕様書では、設計図書の照査について次のように規定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>3. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。</p> <p>また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</p> </div> <p><b>(2) 設計図書の照査の範囲を超えるもの</b>  設計図書の照査によって、発注者が受注者に対して図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等を指示する場合は、照査の範囲を超えるものとして設計変更の対象とする。（照査の範囲を超えるものの例は2-9）</p> <p><b>2-8 設計図書の訂正又は変更</b>  設計図書の訂正又は変更は発注者が行う。（契約約款第18条第4項）</p>	<p>備考</p> <p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>2-9 設計変更による対応が必要な事例</b></p> <p><b>（1）図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 別途工事との設計図書間で内容が一致しない</li> </ul> <p><b>（2）設計図書に誤謬又は脱漏がある</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない</li> <li>➢ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない</li> <li>➢ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない</li> <li>➢ 工事施工上必要な材料名について図面ごとに一致しない</li> <li>➢ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない（設計図書で「足場は建築工事」と記載されているが、実際には建築工事に含まれていなかった等）</li> </ul> <p><b>（3）設計図書の表示が明確でない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合</li> <li>➢ 水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確な場合</li> <li>➢ 仮橋参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合</li> <li>➢ 図面の記載内容が読み取れない場合</li> </ul> <p><b>（4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合</li> <li>➢ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合</li> </ul> <p><b>（5）設計図書で明示されていない施工条件について予期できない特別な状態が生じた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった</li> <li>➢ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった</li> <li>➢ 工事範囲の一部に軟弱な地盤が見つかり、地盤改良が必要となった</li> </ul>	<p><b>2-9 設計変更の具体例</b></p> <p><b>（1）設計図書が互いに一致しない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 別途工事との設計図書間で内容が一致しない</li> </ul> <p><b>（2）設計図書に誤謬又は脱漏がある</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない</li> <li>➢ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない</li> <li>➢ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない</li> <li>➢ 工事施工上必要な材料名について図面ごとに一致しない</li> <li>➢ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない（設計図書で「足場は建築工事」と記載されているが、実際には建築工事に含まれていなかった等）</li> </ul> <p><b>（3）設計図書の表示が明確でない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合</li> <li>➢ 水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確な場合</li> <li>➢ 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合</li> <li>➢ 図面の記載内容が読み取れない場合</li> </ul> <p><b>（4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と工事現場が一致しない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置条件が現地条件と一致しない場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合</li> <li>➢ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合</li> <li>➢ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合</li> </ul> <p><b>（5）設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった</li> <li>➢ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった</li> <li>➢ 工事範囲の一部に軟弱な地盤が見つかり、地盤改良が必要となった</li> </ul>	<p>文言修正</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>（6）発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係機関等との調整の結果、施工内容等を変更する</li> <li>➢ 同時に施工する必要がある工種が判明し追加する</li> <li>➢ 特定行政庁、消防署、電力、水道、ガス等の事業者などとの協議により、施工内容の変更、工事を追加する場合</li> <li>➢ 使用材料を変更する</li> <li>➢ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する</li> <li>➢ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものは除く）が必要と判断し追加する</li> <li>➢ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先の受入条件が変更となり、処分先を変更する</li> <li>➢ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合</li> </ul> <p><b>（7）受注者の責によらない事由による工事の全部又は一部の施工の一時中止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない</li> <li>➢ 設計図書に工事着工の時期が定められていた場合で、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合（警察、河川、鉄道等の管理者との協議が未了のため、施工できない等）</li> <li>➢ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合</li> <li>➢ 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた</li> <li>➢ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合</li> <li>➢ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延を生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合</li> <li>➢ 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、着手後に行った詳細協議で変更された場合</li> <li>➢ 地中障害物の発見等、予見できない事態が発生した場合</li> <li>➢ 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合</li> <li>➢ 天災等により地形等に物理的な変動があった場合</li> <li>➢ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合</li> <li>➢ <b>契約変更手続きが完了するまで事前着手が不可となる変更内容の影響で、既契約済みの内容や事前着手可能とした内容に係る工事の全部または一部の施工ができない場合</b></li> </ul> <p><b>（8）受注者の請求による工期の延長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例年より天候不良の日が多く工程に遅延を生じた</li> <li>➢ 施設側（発注者側）の都合により工事の時間帯を制限する必要が生じた場合</li> <li>➢ 関連工事等の影響により、工期延長が必要となった</li> </ul>	<p><b>（6）発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係機関等との調整の結果、施工内容等を変更する</li> <li>➢ 同時に施工する必要がある工種が判明し追加する</li> <li>➢ 特定行政庁、消防署、電力、水道、ガス等の事業者などとの協議により、施工内容の変更、工事を追加する場合</li> <li>➢ 使用材料を変更する</li> <li>➢ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する</li> <li>➢ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものは除く）が必要と判断し追加する</li> <li>➢ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先の受入条件が変更となり、処分先を変更する</li> <li>➢ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合</li> </ul> <p><b>（7）受注者の責によらない事由による工事の施工の一時中止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない</li> <li>➢ 設計図書に工事着工の時期が定められていた場合で、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合（警察、河川、鉄道等の管理者との協議が未了のため、施工できない等）</li> <li>➢ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合</li> <li>➢ 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた</li> <li>➢ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合</li> <li>➢ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延を生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合</li> <li>➢ 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、着手後に行った詳細協議で変更された場合</li> <li>➢ 地中障害物の発見等、予見できない事態が発生した場合</li> <li>➢ 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合</li> <li>➢ 天災等により地形等に物理的な変動があった場合</li> <li>➢ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合</li> </ul> <p><b>（8）受注者の請求による工期の延長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例年より天候不良の日が多く工程に遅延を生じた</li> <li>➢ 施設側（発注者側）の都合により工事の時間帯を制限する必要が生じた場合</li> <li>➢ 関連工事等の影響により、工期延長が必要となった</li> </ul> <p><b>（9）発注者の請求による工期の短縮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関連工事等の影響により、短縮が必要となった</li> <li>➢ 工事の一時中止に伴い工期延長が予想されるが、通常必要とされる工期に満たない工期への短縮が必要となった</li> </ul>	<p>文言追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p>2-10 設計変更の手続き</p> <p>※関係する契約約款条文の内容は、4資料（1）を参照</p> <p>（1）契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合の手続き （本ガイドライン2-5（1）～（5）、2-9（1）～（5））</p>	<p>2-10 設計変更の手続き</p> <p>（1）契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する場合の手続き （本ガイドライン2-5（1）～（5））</p>	<p>備考</p> <p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p>(2) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（契約約款第19条）の手続き （本ガイドライン2-5(6)、2-9(6)）</p> <p><b>受注</b></p> <p><b>発注者</b></p> <p>【第19条】 設計変更の必要があると判</p> <p>【第19条】 書面にて受注者に変更内容を通知 発注者が設計図書を変更しなければならない</p> <p>受理</p> <p>協議 ①工期の変更（第24条）②請負代金額の変更（第25条）</p> <p>契約変更</p>	<p>(2) 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（契約約款第19条）の手続き （本ガイドライン2-5(6)）</p> <p><b>受注者</b></p> <p><b>発注者</b></p> <p>【第19条】 設計変更の必要があると判断</p> <p>【第19条】 受注者に変更内容を通知 発注者が設計図書を変更</p> <p>受理</p> <p>協議 ①工期の変更（第24条）②請負代金額の変更（第25条）</p> <p>契約変更</p>	
<p>(3) 受注者の責によらない事由により工事を一時中止する場合（契約約款第20条）の手続き （本ガイドライン2-5(7)、2-9(7)）※詳細は3 工事の一時中止参照</p> <p><b>受注</b></p> <p><b>発注者</b></p> <p>【第20条第1項】 受注者の責によらない事由により、受注者 が工事を施工できない事態が発生</p> <p>【第20条第1項、第2項】 発注者は、工事の一時中止を書面にて 受注者に通知し、工事の全部又は一部 の施工を中止させなければならない</p> <p>通知された内容の工事を一時中止し、 中止期間中の維持・管理に関する基本 計画書を作成する（札幌市土木工事 共通仕様書1-1-1-17第3項）</p> <p>【第20条第3項】 必要があると認められるときは、工期 又は請負代金を変更し、工事施工 の一時中止に伴う増加費用を負担し なければならない</p> <p>協議 ①工期の変更（第24条）②請負代金額の変更（第25条）</p> <p>契約変更</p>	<p>(3) 受注者の責によらない事由により工事を一時中止する場合（契約約款第20条）の手続き （本ガイドライン2-5(7)）※詳細は3 工事の一時中止参照</p> <p><b>受注者</b></p> <p><b>発注者</b></p> <p>【第20条第1項】 受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者 が工事を施工できない事態が発生</p> <p>【第20条第1項、第2項】 発注者は、工事の一時中止を受注者 に通知し、工事の全部又は一部の施工 を中止させなければならない</p> <p>通知された内容の工事を一時中止 中止期間中の維持・管理に関する 基本計画書作成（札幌市土木工事 共通仕様書1-1-1-17第3項）</p> <p>【第20条第3項】 必要があると認められるときは、工期 又は請負代金の変更を行う</p> <p>協議 ①工期の変更（第24条）②請負代金額の変更（第25条）</p> <p>契約変更</p>	<p>文言修正・追記</p>



請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p>(6) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き (本ガイドライン2-5(10)、2-9(10))</p> <p>受注者</p> <p>発注者</p> <p>契約約款第18条第1号～5号に該当する事実を発見</p> <p>【第18条第1項】 書面にて通知し、 確認を請求しなければならぬ</p> <p>【第18条第2項】 受注者：立会 発注者：直ちに調査を実施しなければならぬ</p> <p>【第18条第3項】</p> <p>14日以内（受注者の意見を聴いた上で 期間延長可）にその結果を書面にて受 注者に通知（とるべき措置がある場合、当 該指示含む）しなければならぬ</p> <p>受注者の意見を聴く際に、受注者が行 うべき設計図書の照査の範囲を超える 資料の提出を指示、調査結果をとりま とめ</p> <p>発注者の指示に基 づき資料を作成 意見</p> <p>【第18条第4項】 必要があると認められるときは、設計図書の 訂正又は変更を行わなければならぬ</p> <p>変更内容・根拠の明確化 変更設計図書の作成</p> <p>【第18条第5項】 必要があると認められるときは、工期若 しくは請負代金（照査の範囲を超える資 料の作成に係る費用も対象）を変更し、 必要な費用を負担しなければならぬ</p> <p>協議 ①工期の変更（第24条）②請負代金額の変更（第25条）</p> <p>契約変更</p>	<p>(6) 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き（本ガイドライン2-5(10)）</p> <p>受注者</p> <p>発注者</p> <p>契約約款第18条第1号～5号に該当する事実を発見</p> <p>【第18条第1項】 通知し確認を請求</p> <p>【第18条第2項】 受注者：立会 発注者：直ちに調査を実施</p> <p>【第18条第3項】</p> <p>受注者の意見を聴く際に、受注者が行 うべき設計図書の照査の範囲を超える 資料の提出を指示、調査結果をとりま とめ</p> <p>14日以内（受注者の意見を聴いた上で期 間延長可）にその結果を受注者に通知 （とるべき措置がある場合、当該指示含む）</p> <p>発注者の指示に基 づき資料を作成 意見</p> <p>【第18条第4項】 必要があると認められるときは、設計図 書の訂正又は変更を行う</p> <p>変更内容・根拠の明確化 変更設計図書の作成</p> <p>【第18条第5項】 必要があると認められるときは、工期若 しくは請負代金（資料の作成に係る費用 も対象）の変更を行う</p> <p>協議 ①工期の変更（第24条）②請負代金額の変更（第25条）</p> <p>契約変更</p>	<p>備考</p> <p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>3 工事の一時中止</b>            参考；「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について（令和3年2月22日 国官技第286号の3）            『工事の一時中止に伴う増加費用の積算について～「公共建築工事積算基準等資料」の参考資料～』（令和5年5月 国土交通省 大臣官房官庁営繕部）</p> <p><b>3-1 発注者の中止指示義務</b></p> <p><b>(1) 工事の全部または一部の施工を中止すべき場合</b>            （対応が必要な事例は、2-9(7)参照）</p> <p>受注者の責によらない事由により受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は、<b>工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。（契約約款第20条第1項）</b>            同項では、受注者の責によらない事由を、次のように規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき</li> <li>◆ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責によらない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき</li> </ul> <p>※「工事を施工できないと認められる場合」とは、<b>【工事の全部一時中止：他に行える作業がなく工事全体が止まる状態】</b>もしくは、<b>【工事の一部一時中止：工事全体の内、一部の工種・区域の作業が止まる状態】</b>であると客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。（契約約款第20条第2項）</li> </ul> <p>※<b>工事の全部または一部の施工の一時中止に係る指示、請求、協議については、受発注者間における認識に相違が生じないように、必ず書面により実施する</b></p> <p><b>(2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱い</b></p> <p>工事を全面的に中止している期間は、専任を要しない期間である。受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、<b>大幅な工期延期※</b>となった場合は、技術者の途中交代が認められる。（監理技術者制度運用マニュアル）</p> <p>※大幅な工期延期とは、「延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超える場合」を目安とする。</p> <p><b>3-2 受注者による中止事案の確認請求</b></p> <p>受注者は、受注者の責によらない工事施工不可要因を発見した場合、工事の全部又は一部の<b>施工の一時中止について発注者と協議することができる。</b></p>	<p><b>3 工事の一時中止</b>            参考；「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について（令和3年2月22日 国官技第286号の3）</p> <p><b>3-1 発注者の工事中止指示義務</b></p> <p><b>(1) 工事を中止すべき場合</b>            契約約款第20条第1項の規定により、受注者の責に帰すことのできない事由により工事を施工できないと認められる場合、発注者は、工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。同項では、受注者の責に帰することのできない事由は、次のように規定されている。（具体的事例は、2-9(7)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき</li> <li>◆ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき</li> </ul> <p>※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。</p> <p>上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。（契約約款第20条第2項）</p> <p><b>(2) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事を全面的に中止している期間は、専任を要しない期間である。</li> <li>◆ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、<b>大幅な工期延期※</b>となった場合は、技術者の途中交代が認められる。（監理技術者制度運用マニュアル）</li> </ul> <p>※大幅な工期延期とは、「延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超える場合」を目安とする。</p>	<p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

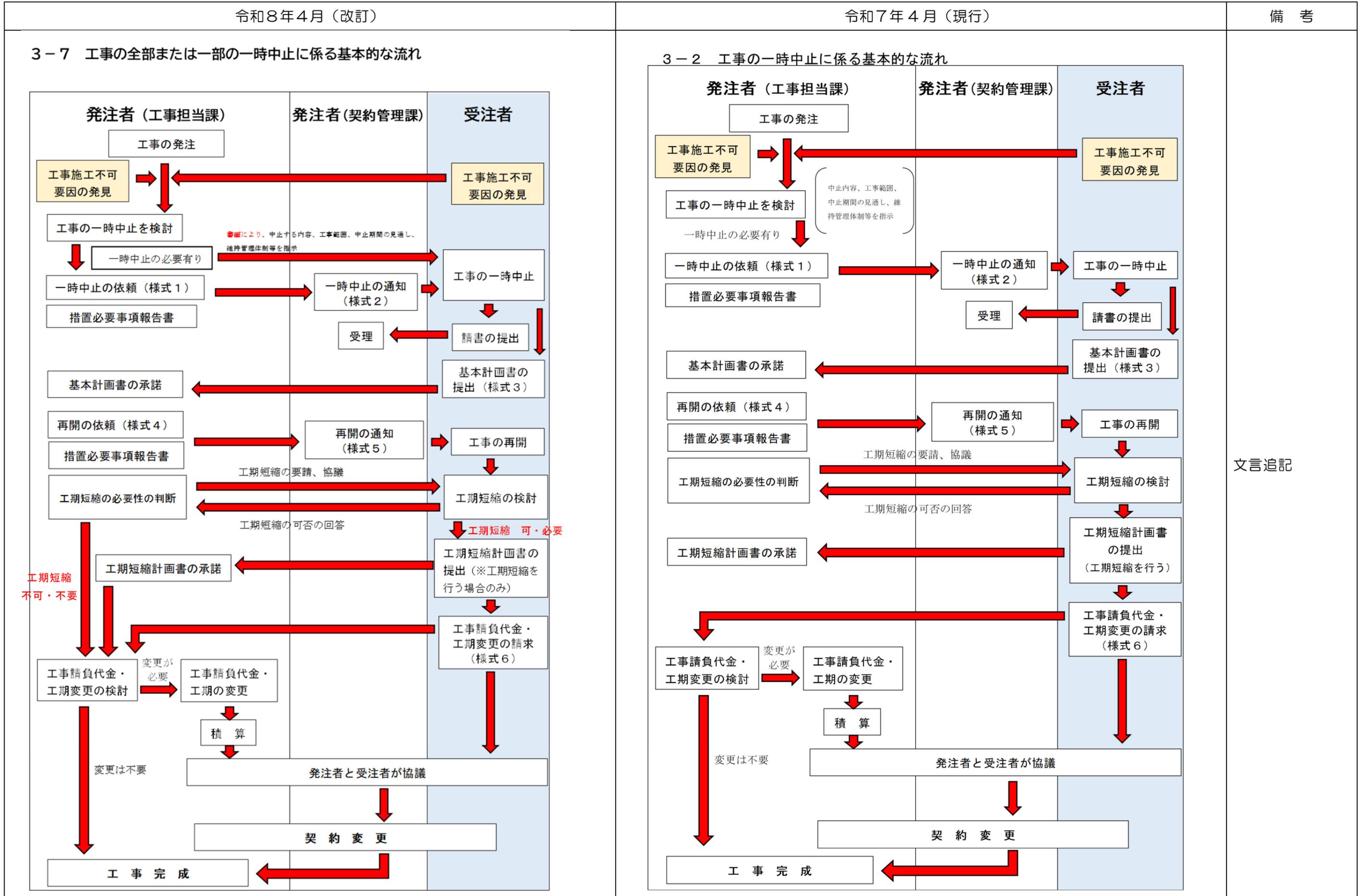
令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>3-3 工事の一時中止に関する留意事項</b></p> <p><b>(1) 発注者の留意事項</b></p> <p>受注者の責によらない事由により、工事の施工ができないと認められる場合、受注者は工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。</p> <p>この場合において、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要となる工期変更または請負代金額の変更は行われなければならないこととなる。（中止指示義務）</p> <p>そのため、発注者は、工事の全部または一部の施工の一時中止を行うことについて、受注者に対して書面により通知しなければならない。</p> <p>また、一時中止に伴う工期延長や請負代金額の変更、増加費用等に係る受注者との協議にあたっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意し、適正な工期や請負代金額、増加費用を設定し、負担しなければならない。</p> <p>① 工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、区域、期間※の見通し等の中止内容を受注者に通知する。（契約約款第20条：4資料（1）を参照）</p> <p>② 工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を受注者に指示する。</p> <p>③ 施工可能と認めたときは、工事の再開を指示する。</p> <p>④ 工事の一時中止により当初設計時に見込んでいない作業不可日が生じた場合は、適正な作業日数を確保する観点から工期延長することを原則とするが、工事の再開に当り、特殊な事情等により一時中止日数に応じた工期延長を行うことができないなど工期短縮を行う必要があると判断した場合は、工期の短縮変更を受注者に請求できる。</p> <p>※ 中止期間は、一時中止要因が発生した日から一時中止要因が解決し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとする。</p> <p><b>(2) 受注者の留意事項</b></p> <p>工事の一時中止権は発注者にあるが、受注者は、受注者の責によらない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の全部または一部の施工の中止の要否について、発注者と協議することができる。中止が必要と判断した場合、速やかに発注者と協議し、詳細について確認を求めることが重要である。</p> <p>① 受注者は、発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」。）を発注者に提出し協議する。（札幌市土木工事共通仕様書）</p> <p>② 一時中止した工事現場の管理・保全責任は、原則として受注者に属する。なお、詳細については、発注者と受注者の協議による。</p> <p>③ 基本計画書の内容に基づき、工事の一時中止期間に行った作業によって実際に発生する増加費用の算定根拠を適切に記録しておく。</p> <p>④ 工事の再開に当り、発注者から工期短縮の請求があった場合は「工期短縮計画書」を作成し、発注者と協議を行う。</p> <p>※実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、工事の一時中止の指示があった場合は、現場の管理・保全等に関する「基本計画書」を提出する。</p>	<p><b>3-3 中止の指示・通知</b></p> <p><b>(1) 中止の指示・通知</b></p> <p>発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。（契約約款第20条）</p> <p>また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。</p> <p><b>(2) 発注者の中止権</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止することができる。</li> <li>※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断となる。</li> <li>◆ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</li> <li>◆ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</li> </ul> <p><b>(3) 工事の中止期間</b></p> <p>工事の中止期間は、発注者が工事の一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p> <p>※ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなる。通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いため、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。</p>	<p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

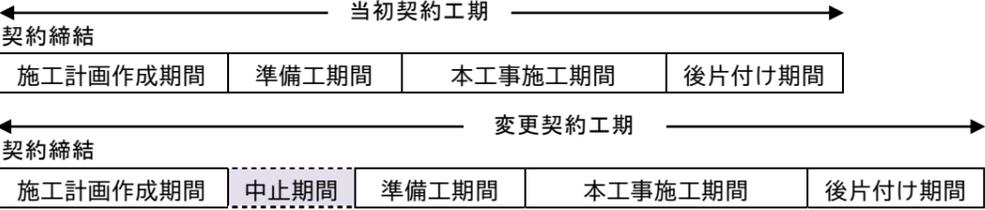
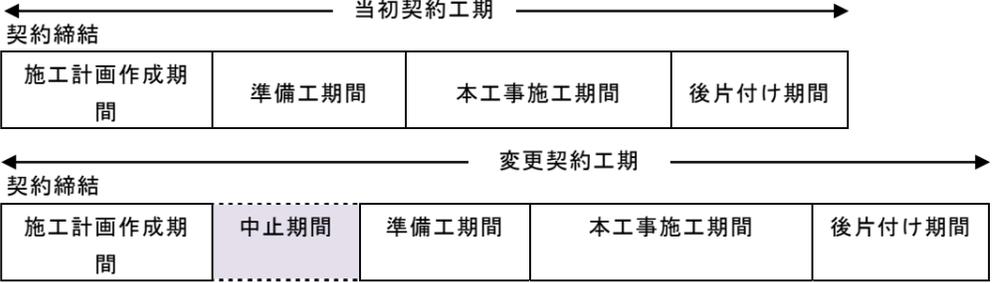
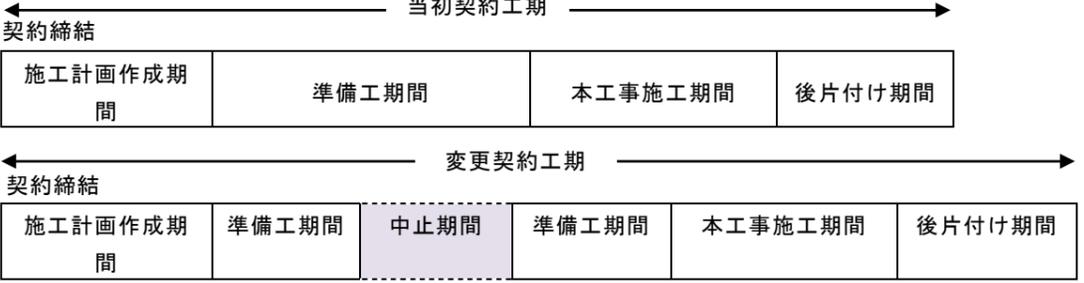
令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>3-4 基本計画書の作成</b></p> <p>発注者は、工事の全部または一部を一時中止する場合において、受注者に工事現場の管理に関する基本計画書の作成・提出を指示し、受注者は、作成した基本計画書の内容について発注者と協議し、承諾を得るものとする。（※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持管理は必要であることから基本計画書を作成し、受発注者間で協議すること。）</p> <p>基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、変更内容について発注者と協議して、承諾を得るものとする。</p> <div data-bbox="240 678 1323 1098" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>&lt;基本計画書の記載内容&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</li> <li>② 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること</li> <li>③ 工事現場の維持・管理に関すること</li> <li>④ 中止した工事現場の管理責任に関すること</li> <li>⑤ 工事の全部または一部の一時中止に伴う増加費用(※)及び算定根拠</li> </ul> <p>※基本計画書の作成・提出の指示時点で想定される中止期間に要する概算費用を記載するものであり、契約変更時の費用を拘束するものではない。</p> </div> <div data-bbox="240 1150 1323 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>&lt;管理責任&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中止した工事現場の管理・保全責任は、受注者に属するものとする。</li> <li>② 受注者は、基本計画書において管理・保全責任に係る旨を明らかにする。</li> </ul> </div>	<p><b>3-4 基本計画書の作成</b></p> <p>工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に工事現場の管理に関する基本計画書の作成・提出を指示し、発注者の承諾を得るものとする。</p> <p>一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。</p> <div data-bbox="1484 493 2597 793" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p><b>基本計画書の記載内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</li> <li>② 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること</li> <li>③ 工事現場の維持・管理に関すること</li> <li>④ 中止した工事現場の管理責任に関すること</li> </ul> </div>	<p>備考</p> <p style="text-align: right; margin-top: 500px;">文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

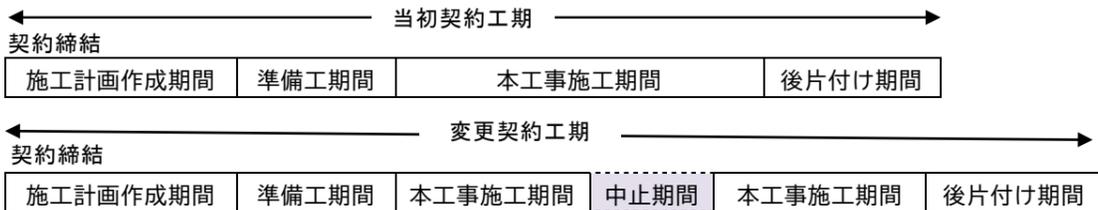
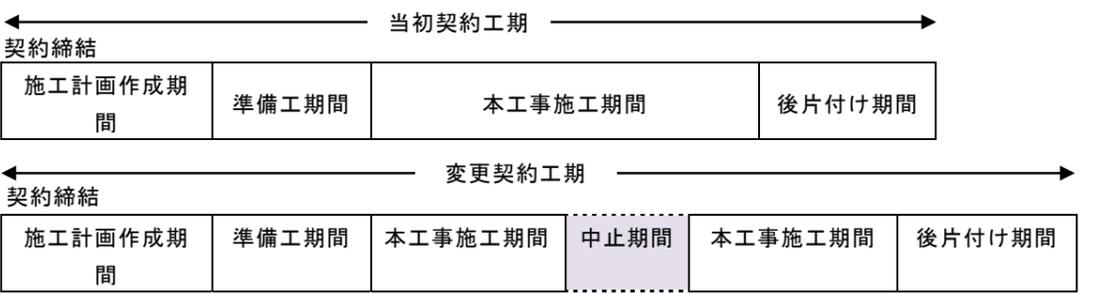
令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>3-5 工期短縮計画書の作成</b></p> <p>発注者は工事の全部または一部の一時中止の解除にあたり、特別の理由により工期短縮を行う必要があると判断した場合は、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。（契約約款第23条第1項：4_資料（1）を参照）</p> <p>工期の短縮変更に係る協議は書面により行うこととし、受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>&lt;工期短縮計画書の記載内容&gt;</b></p> <p>① 工期短縮に必要となる<b>施工計画、安全衛生計画等</b>に関すること</p> <p>② 工期短縮に伴う<b>施工体制と短縮期間</b>に関すること</p> <p>③ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、<b>必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用</b>を記載</p> </div> <p><b>3-6 請負代金額又は工期の変更</b></p> <p>発注者は、工事の全部または一部の施工を一時中止させた場合において、<b>受注者からの請求に基づき、「必要があると認められるとき」</b>は、<b>請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。</b>（契約約款第20条3項：4_資料（1）を参照）</p> <p><b>受発注者間の協議において、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない場合等に該当するものとして判断した場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。</b></p> <p><b>(1) 請負代金額の変更</b></p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合に、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。</p> <p>① <b>増加費用の具体例（直接的に増加した費用）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場の維持に要する費用（一時中止期間中の材料置場・現場事務所の借地料、工事現場の保安に要する経費等）</li> <li>・ 労務者、建設機械器具等を保持するための費用（一時中止期間中も最低限必要となる労務者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料・リース料等の経費等）</li> </ul> <p>② <b>損害の負担の具体例（間接的な費用の増加）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時中止前の施工体制から、一時中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となった建設機械器具、労務者又は技術者の配置転換に要する費用、保管のきかない工事材料等の売却損等）</li> <li>・ 一時中止中の体制から、再開後の施工体制に体制を変更するために要する費用（建設機械器具の再運搬、労務者及び技術者の転入に要する費用等）</li> </ul> <p>※以下、①及び②を一括して「一時中止に伴う増加費用」という。          ※増加費用の構成は、【3-7（5）増加費用の構成】を参照</p> <p><b>(2) 工期の変更</b></p> <p>① <b>工事の全部を一時中止した場合は、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加えて 工期延長することを原則とし、延長期間は受発注者間の協議により定める。</b>なお、工事の一部を中止した場合の工期延長期間は、受発注者間の協議により定めるものとする。</p> <p>② 地震、災害等による場合は、後片付け期間や復興時間に長期を要するものもあるため、これらの期間を含めて工期延長をすることも可能である。</p>	<p><b>3-5 工期短縮計画書</b></p> <p>① 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期の短縮について協議し合意を得る。</p> <p>② 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。工期短縮計画書の記載内容は、原則として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること</li> <li>・ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること</li> <li>・ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載</li> </ul> <p>③ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> <p><b>3-6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担</b></p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。（契約約款第20条3項）</p> <p>中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。</p> <p><b>(1) 請負代金額の変更</b></p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合に、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。</p> <p>① 増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用地等を確保しなかった場合</li> <li>・ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの</li> </ul> <p>② 損害の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者に過失がある場合に生じたもの</li> <li>・ 事情変更により生じたもの</li> </ul> <p>※以下、①及び②を一括して「増加費用」という。</p> <p><b>(2) 工期の変更</b></p> <p>工期の変更期間は、原則として工事を中止した期間とするが、地震、災害等による場合は、後片付け期間や復興時間に長期を要するものもあるため、これらの期間を含めて工期延期をすることも可能である。</p>	<p>備考</p> <p>文言修正・追記</p>



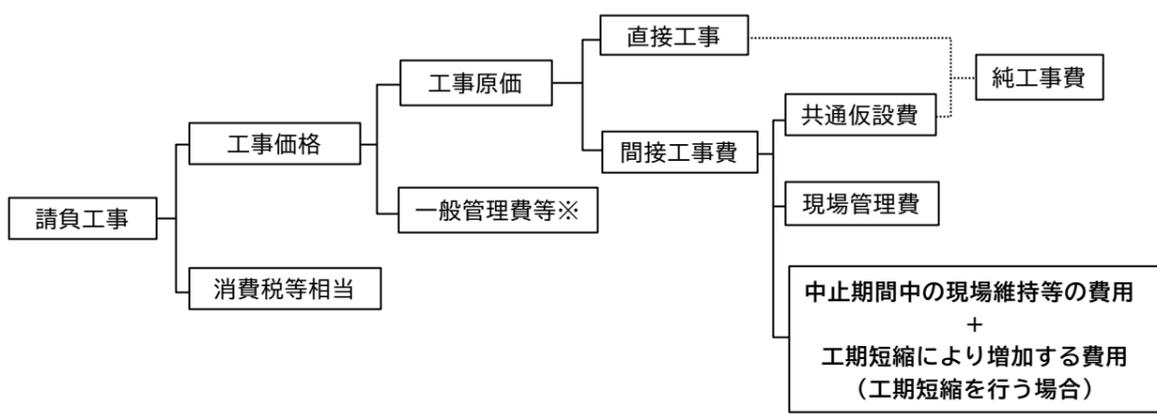
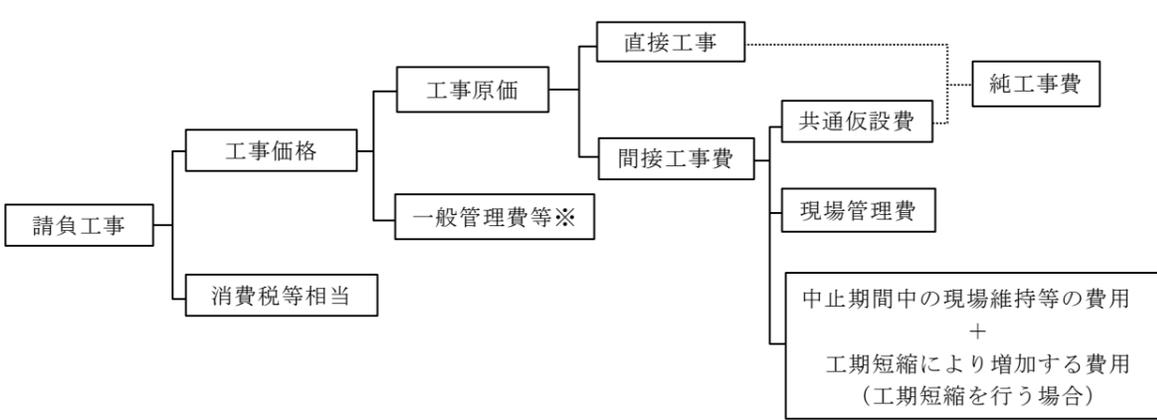
請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>3-8 増加費用の考え方</b></p> <p><b>(1) 契約後準備工着手前に工事の全部または一部の一時中止をした場合</b>            ※契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。</p>  <p>◆<b>基本計画書の作成</b>            ・発注者から工事の全部または一部の一時中止の指示があった場合、受注者は必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。</p> <p>◆<b>増加費用</b>            一時中止に伴う増加費用は計上しない。</p> <p><b>(2) 準備工期間に工事の全部または一部の一時中止をした場合</b>            ※準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。</p>  <p>◆<b>基本計画書の作成</b>            ・発注者から工事の全部または一部の一時中止の指示があった場合、受注者は「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。</p> <p>◆<b>増加費用の範囲</b>            ・発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延長となった場合を含む）を指示した場合、それに伴う増加費用は受発注者間の協議・確認結果に基づき決定する。            ・増加費用は、以下の項目が想定される。</p> <p>(1) 土木工事            安全費（工事看板の損料等）、営繕費（現場事務所の維持費・土地の借地料等）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）</p> <p>(2) 営繕工事            現場事務所・外部足場・仮囲い等の仮設物（中止にかかる撤去費・運搬費等、中止期間中のリース費等、再開にかかる設置費・運搬費等）、現場代理人・監理技術者等（工事再開に向けた人件費等）、現場搬入済みの材料等（保管及び運搬）・水道光熱 電力等の費用・その他必要な費用等</p> <p>◆<b>増加費用の算定</b>            ・【P23_ (6) 増加費用の積算】を参照</p>	<p><b>(2) 契約後準備工着手前に中止した場合</b></p>  <p>ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう            イ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。            ウ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。</p> <p><b>(3) 準備工期間に中止した場合</b></p>  <p>ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。            イ 発注者は、上記期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。            ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされる工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して決定する。</p>	<p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>(3) 本工事施工中に工事の全部または一部の一時中止をした場合</b>  <b>※本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事</b></p>  <p><b>◆基本計画書の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者から工事の全部または一部の一時中止の指示があった場合、受注者は「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。</li> </ul> <p><b>◆増加費用の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延長となった場合を含む）を指示した場合、それに伴う増加費用は受発注者間の協議・確認結果に基づき決定する。</li> <li>増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ア 工事現場の維持に要する費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等</li> </ul> </li> <li><b>イ 工事体制の縮小に要する費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等</li> </ul> </li> <li><b>ウ 工事の再開準備に要する費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</li> </ul> </li> <li><b>エ 中止により工期延期となる場合の費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用</li> </ul> </li> <li><b>オ 工期短縮を行った場合の費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】                      例：中止期間が発生したが工期延長せずに当初工期のままとした場合</li> <li>工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用を見込まない】                      例：受注者の段取りにミスがあり、当初計画工程を短縮せざるを得ない場合</li> <li>工期短縮の要因が自然条件(災害等を含む)に起因するもの・【増加費用を見込む】                      例：想定以上の悪天候により、積算時に見込んでいた作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p><b>◆増加費用の算定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【P23_ (6) 増加費用の積算】を参照</li> </ul>	<p><b>(1) 本工事施工中に中止した場合（本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事）</b></p>  <p>① 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 工事現場の維持に要する費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等</li> </ul> </li> <li>イ 工事体制の縮小に要する費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等</li> </ul> </li> <li>ウ 工事の再開準備に要する費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</li> </ul> </li> <li>エ 中止により工期延期となる場合の費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用</li> </ul> </li> <li>オ 工期短縮を行った場合の費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>工期の短縮の要因が発注者に起因するもの※1、自然条件（災害等含む）に起因するもの※2とし、工期短縮の要因が受注者に起因する※3場合は、増加費用は見込まない。</li> <li>※1 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合等</li> <li>※2 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数を見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合、自然災害により一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合等</li> <li>※3 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合等</li> </ul> </li> </ul>	<p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合など）</b></p>  <p>◆<b>工期短縮計画書の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中止期間の解除後において発注者から工期短縮に係る請求があり、受注者がこれに合意した場合、受注者は、工期短縮計画書を発注者に提出し、承諾を得る。</li> </ul> <p>◆<b>増加費用の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加費用は、工期短縮のため夜間施工が必要となる場合の夜間施工の手間に要する費用やパーティー数・建設機械台数の増加に要する費用などが想定される。</li> <li>・その他、必要と思われる増加費用の内訳については、受発注者間で協議を行うこと。</li> </ul> <p>◆<b>増加費用の算定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期短縮に伴う増加費用は、受発注者間で協議して作成した<b>工期短縮計画書の内容に基づく</b>。</li> </ul>	<p>(4) 増加費用の構成</p> <p>(4) - 1 土木工事</p> <p>中止等期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <p>また、増加費用は当該工事の設計書の中に「中止等期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上する。</p>	備考
<p><b>(5) 増加費用の構成</b></p> <p><b>(5) - 1 土木工事</b></p> <p>中止期間中の現場維持等に要する費用及び工期短縮により増加する費用は、<b>工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする</b>。</p> <p>また、増加費用は当該工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上する。</p> <p><b>ただし、工事の一時中止に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、直接工事費中の該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</b></p>  <p>※一般管理費等は、一時中止や工期延長に伴う本支店における増加費用を含む</p>	 <p>※一般管理費等は一時中止等に伴う本支店における増加費用を含む</p>	<p>文言追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考
<p><b>(5) - 2 建築・設備工事</b></p> <p>一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上する。</p> <p><b>【工事の一時中止に伴う増加費用の構成】</b> 内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。</p> <p>※一般管理費等は、一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p><b>(6) 増加費用の積算</b></p> <p><b>(6) - 1 土木工事</b></p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとして、算定方法は以下のとおりとする。</p> <p>中止期間3ヶ月以内の工事の増加費用は標準積算（率計算+積上げ）とし、中止期間3ヶ月を越える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りをもとめ、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中止期間が3ヶ月以内の場合でも、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。</li> <li>・見積りを求める場合、中止期間全体にかかる見積り（例えば中止期間が4ヶ月の場合は、4ヶ月分の見積り）を徴収する。</li> <li>・同一工事内で複数回の一時中止を行った場合は、各中止期間の長さに応じて算出した額の合計とする。</li> </ul> <p>（例）</p> <p>1ヶ月間の一時中止を行い、工事再開後に再び4ヶ月間の一時中止を行った場合 ↓ 1ヶ月分の標準積算と4ヶ月分の積上げ積算を個別に行い、合計額を計上</p>	<p><b>(4) - 2 建築・設備工事</b></p> <p>一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上する。</p> <p>※一般管理費等は一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p><b>(5) 増加費用の積算</b></p> <p><b>(5) - 1 土木工事</b></p> <p>中止等期間3ヶ月以内の工事の増加費用は次に示す標準積算とし、中止等期間3ヶ月を越える場合道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りをもとめ、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。</p>	<p>備考</p> <p>文言修正・追記</p>

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p><b>【標準積算による中止等に伴う現場維持等に要する費用の算定式】</b>  <math>G = dg \times J + \alpha</math>                      G；一時中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）                      dg；一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数点第4位四捨五入3位止め）                      J；対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）                      α；積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p><b>【一時中止に係る現場経費率（dg）】</b>  <math display="block">dg = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}</math>                     dg；一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数点第4位四捨五入3位止め）                      J；対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 未満切り捨て）                      N；全体中止の場合：一時中止日数（日）※原則、工期延長日数と同一                      部分中止の場合：部分中止に伴う工期延長日数（日）※協議により決定                      ※中止日数の起算日は、一時中止要因が発生した日を指す。                      R；公共工事設計労務単価（土木一般世話役）                      A；                      B；                      a；                      b；                      工種ごとに決まる係数（別表－</p>	<p>② 中止等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する  <math>G = dg \times J + \alpha</math>                      G；中止等期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）                      dg；中止等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）                      J；対象額（中止等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 未満切り捨て）                      α；積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p><b>【中止等に伴い増加する現場経費率（dg）】</b>  <math display="block">dg = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}</math>                     dg；中止等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）                      J；対象額（中止等時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 未満切り捨て）                      N；中止等日数（日）（ただし部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数）                      R；公共工事設計労務単価（土木一般世話役）                      A；                      B；                      a；                      b；                      工種ごとに決まる係数（別表－</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>別表－1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種区分</th> <th colspan="6">係数 A</th> <th colspan="6">係数 B</th> <th rowspan="2">係数a</th> <th rowspan="2">係数b</th> </tr> <tr> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市(2)</th> <th>一般交通 影響有り(1)</th> <th>一般交通 影響有り(2)</th> <th>市街地 DID 補正</th> <th>山間僻地 及び離島</th> <th>一般交通 影響無し</th> <th>大都市(2)</th> <th>一般交通 影響有り(1)</th> <th>一般交通 影響有り(2)</th> <th>市街地 DID 補正</th> <th>山間僻地 及び離島</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>1901.4</td><td>—</td><td>2116.7</td><td>2104.1</td><td>2104.1</td><td>1939.0</td><td>-0.3284</td><td>—</td><td>-0.3275</td><td>-0.3280</td><td>-0.3280</td><td>-0.3269</td><td>13.3999</td><td>0.1615</td></tr> <tr><td>河川・道路 橋造物工事</td><td>410.4</td><td>—</td><td>453.5</td><td>452.4</td><td>452.4</td><td>413.5</td><td>-0.2019</td><td>—</td><td>-0.2004</td><td>-0.2012</td><td>-0.2012</td><td>-0.1994</td><td>1.0955</td><td>0.3057</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>78.9</td><td>—</td><td>87.2</td><td>87.0</td><td>87.0</td><td>79.4</td><td>-0.0714</td><td>—</td><td>-0.0698</td><td>-0.0706</td><td>-0.0706</td><td>-0.0688</td><td>2.4722</td><td>0.2611</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>4760.3</td><td>5819.2</td><td>5307.1</td><td>5271.4</td><td>5307.1</td><td>4867.7</td><td>-0.3805</td><td>-0.3793</td><td>-0.3796</td><td>-0.3801</td><td>-0.3796</td><td>-0.3791</td><td>8.9850</td><td>0.2036</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>1238.0</td><td>—</td><td>1436.8</td><td>1399.1</td><td>1399.1</td><td>1351.0</td><td>-0.2884</td><td>—</td><td>-0.2907</td><td>-0.2895</td><td>-0.2895</td><td>-0.2921</td><td>0.5348</td><td>0.3394</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>3393.5</td><td>—</td><td>3979.5</td><td>3855.9</td><td>4318.8</td><td>3764.5</td><td>-0.3455</td><td>—</td><td>-0.3485</td><td>-0.3470</td><td>-0.3483</td><td>-0.3504</td><td>1.6260</td><td>0.2838</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>923.0</td><td>1331.5</td><td>1162.5</td><td>1087.6</td><td>1254.4</td><td>1149.1</td><td>-0.2725</td><td>-0.2837</td><td>-0.2807</td><td>-0.2767</td><td>-0.2801</td><td>-0.2858</td><td>0.7817</td><td>0.3147</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(1)</td><td>213.2</td><td>—</td><td>247.5</td><td>241.0</td><td>241.0</td><td>232.8</td><td>-0.1455</td><td>—</td><td>-0.1480</td><td>-0.1468</td><td>-0.1468</td><td>-0.1496</td><td>0.4678</td><td>0.3598</td></tr> <tr><td>共同溝等工事(2)</td><td>314.1</td><td>—</td><td>363.9</td><td>354.7</td><td>354.7</td><td>341.7</td><td>-0.1833</td><td>—</td><td>-0.1852</td><td>-0.1843</td><td>-0.1843</td><td>-0.1865</td><td>0.0142</td><td>0.5399</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>1070.6</td><td>—</td><td>1331.2</td><td>1253.2</td><td>1253.2</td><td>1306.0</td><td>-0.2619</td><td>—</td><td>-0.2685</td><td>-0.2652</td><td>-0.2652</td><td>-0.2726</td><td>0.1118</td><td>0.4194</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等 工事</td><td>275.1</td><td>—</td><td>288.4</td><td>295.3</td><td>295.3</td><td>254.5</td><td>-0.1797</td><td>—</td><td>-0.1738</td><td>-0.1767</td><td>-0.1767</td><td>-0.1700</td><td>0.1422</td><td>0.4132</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>303.5</td><td>363.4</td><td>333.4</td><td>333.6</td><td>363.7</td><td>302.7</td><td>-0.1653</td><td>-0.1628</td><td>-0.1634</td><td>-0.1643</td><td>-0.1636</td><td>-0.1623</td><td>1.6840</td><td>0.2898</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>635.1</td><td>—</td><td>697.2</td><td>697.9</td><td>697.9</td><td>633.0</td><td>-0.2406</td><td>—</td><td>-0.2391</td><td>-0.2399</td><td>-0.2399</td><td>-0.2381</td><td>8.0310</td><td>0.2114</td></tr> <tr><td>下水道工事(1)</td><td>103.2</td><td>133.3</td><td>119.9</td><td>116.7</td><td>116.7</td><td>112.6</td><td>-0.0941</td><td>-0.0975</td><td>-0.0966</td><td>-0.0954</td><td>-0.0954</td><td>-0.0981</td><td>0.5192</td><td>0.3472</td></tr> <tr><td>下水道工事(2)</td><td>282.4</td><td>333.1</td><td>306.7</td><td>308.7</td><td>308.7</td><td>276.7</td><td>-0.1811</td><td>-0.1770</td><td>-0.1781</td><td>-0.1796</td><td>-0.1796</td><td>-0.1763</td><td>1.1316</td><td>0.3060</td></tr> <tr><td>下水道工事(3)</td><td>366.6</td><td>—</td><td>422.5</td><td>412.8</td><td>412.8</td><td>395.6</td><td>-0.1891</td><td>—</td><td>-0.1916</td><td>-0.1904</td><td>-0.1904</td><td>-0.1932</td><td>2.7078</td><td>0.2589</td></tr> <tr><td>下水道工事(4)</td><td>186.2</td><td>225.2</td><td>206.0</td><td>205.4</td><td>205.4</td><td>188.0</td><td>-0.1419</td><td>-0.1404</td><td>-0.1408</td><td>-0.1414</td><td>-0.1414</td><td>-0.1401</td><td>0.6805</td><td>0.3202</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>643.6</td><td>—</td><td>715.1</td><td>711.5</td><td>711.5</td><td>654.3</td><td>-0.2235</td><td>—</td><td>-0.2229</td><td>-0.2232</td><td>-0.2232</td><td>-0.2225</td><td>13.5714</td><td>0.1739</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>266.2</td><td>320.4</td><td>293.4</td><td>293.1</td><td>320.0</td><td>267.2</td><td>-0.1540</td><td>-0.1510</td><td>-0.1518</td><td>-0.1529</td><td>-0.1520</td><td>-0.1504</td><td>0.0035</td><td>0.6165</td></tr> <tr><td>情報ボックス 工事</td><td>1338.5</td><td>—</td><td>1523.7</td><td>1498.7</td><td>1498.7</td><td>1413.4</td><td>-0.2880</td><td>—</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>-0.2881</td><td>3.6607</td><td>0.2249</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	係数 A						係数 B						係数a	係数b	一般交通 影響無し	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 DID 補正	山間僻地 及び離島	一般交通 影響無し	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 DID 補正	山間僻地 及び離島	河川工事	1901.4	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615	河川・道路 橋造物工事	410.4	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057	道路改良工事	78.9	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611	鋼橋架設工事	4760.3	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036	PC橋工事	1238.0	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394	橋梁保全工事	3393.5	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838	舗装工事	923.0	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147	共同溝等工事(1)	213.2	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598	共同溝等工事(2)	314.1	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399	トンネル工事	1070.6	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194	砂防・地すべり等 工事	275.1	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132	道路維持工事	303.5	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898	河川維持工事	635.1	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114	下水道工事(1)	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472	下水道工事(2)	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060	下水道工事(3)	366.6	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589	下水道工事(4)	186.2	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202	公園工事	643.6	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739	電線共同溝工事	266.2	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165	情報ボックス 工事	1338.5	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249	<p>文言修正・追記</p>
工種区分		係数 A						係数 B								係数a	係数b																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一般交通 影響無し	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 DID 補正	山間僻地 及び離島	一般交通 影響無し	大都市(2)	一般交通 影響有り(1)	一般交通 影響有り(2)	市街地 DID 補正	山間僻地 及び離島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
河川工事	1901.4	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川・道路 橋造物工事	410.4	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
道路改良工事	78.9	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
鋼橋架設工事	4760.3	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
PC橋工事	1238.0	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
橋梁保全工事	3393.5	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
舗装工事	923.0	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共同溝等工事(1)	213.2	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共同溝等工事(2)	314.1	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トンネル工事	1070.6	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
砂防・地すべり等 工事	275.1	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
道路維持工事	303.5	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
河川維持工事	635.1	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(1)	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(2)	282.4	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(3)	366.6	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
下水道工事(4)	186.2	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
公園工事	643.6	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電線共同溝工事	266.2	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
情報ボックス 工事	1338.5	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考																			
<p><b>(6) - 2 建築・設備工事</b></p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は以下のとおりとする。</p> <p>① 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により対応する。          なお、設計変更を行う場合、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期を延伸する期間は、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期（T）に含めない。</p> <p>② 工事中止期間中の工事現場の維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施された内容について受注者から増加費用に係る見積り※を求め、発注者と受注者が協議を行い算定する。          ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の原契約の予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、原契約時の積算の方法により積上げ計上する。          ※見積を求める場合は、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間が4ヶ月の場合は、4ヶ月分の見積）を徴収する。</p> <p>③ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、中止期間中の現場維持費等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。</p> <p>※②について、「受注者請求金額」＝「発注者算定額」となるものではないことに留意。</p> <p><b>(6) - 3 増加費用算出の適用範囲</b></p> <table border="1" data-bbox="133 1182 1249 1524"> <thead> <tr> <th rowspan="2">一時中止発生時期</th> <th>対象工事</th> <th>建築・設備工事※1</th> <th>土木工事※2</th> </tr> <tr> <th></th> <th>土木工事※2 (中止期間3ヶ月を超える)</th> <th>(中止期間3ヶ月以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約後準備工着手前</td> <td colspan="3">増加費用は計上しない</td> </tr> <tr> <td>準備工期間</td> <td colspan="3">積上げ積算 ※明細書等により受発注者間協議</td> </tr> <tr> <td>本工事施工中</td> <td>積上げ積算 ※明細書等により受発注者間協議</td> <td colspan="2">標準積算 (率計算) + 積上げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事等、公共建築工事積算基準を準用する工事          ※2 道路、河川、下水道工事等、札幌市土木工事積算要領を適用する工事</p>	一時中止発生時期	対象工事	建築・設備工事※1	土木工事※2		土木工事※2 (中止期間3ヶ月を超える)	(中止期間3ヶ月以内)	契約後準備工着手前	増加費用は計上しない			準備工期間	積上げ積算 ※明細書等により受発注者間協議			本工事施工中	積上げ積算 ※明細書等により受発注者間協議	標準積算 (率計算) + 積上げ		<p><b>(5) - 2 建築・設備工事</b></p> <p>① 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により対応する。          なお、設計変更を行う場合、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期を延伸する期間は、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期（T）に含めない。</p> <p>② 工事中止期間中の工事現場の維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施された内容について受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者が協議を行い算定する。          ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の原契約の予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、原契約時の積算の方法により積上げ計上する。</p> <p>③ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、中止期間中の現場維持費等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。</p>	<p>文言追記</p>
一時中止発生時期		対象工事	建築・設備工事※1	土木工事※2																	
		土木工事※2 (中止期間3ヶ月を超える)	(中止期間3ヶ月以内)																		
契約後準備工着手前	増加費用は計上しない																				
準備工期間	積上げ積算 ※明細書等により受発注者間協議																				
本工事施工中	積上げ積算 ※明細書等により受発注者間協議	標準積算 (率計算) + 積上げ																			

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備考															
<p><b>（6）－4 一時中止の区別の違い</b></p> <p>工事全体を一時中止する場合と工事の一部を一時中止する場合で、契約上の取り扱いや増加費用の計上方法が異なる。</p> <p>工事の一部を一時中止する場合でも、中止期間中の工事現場の維持・管理が必要である場合や、その中止が全体工程に影響を及ぼす場合は、請負金額及び工期の変更を行う。</p> <table border="1" data-bbox="80 474 1285 856"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事全体を一時中止</th> <th>工事の一部を一時中止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中止の範囲</td> <td>工事全体</td> <td>工事範囲において施工できない部分 （※中止の通知の際に図面で明示）</td> </tr> <tr> <td>技術者の専任</td> <td>工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない</td> <td>工事施工期間は専任が必要</td> </tr> <tr> <td>契約解除できる時期</td> <td>中止期間が工期の10分の5 または6月を超えるとき</td> <td>中止部分を除いた部分が完成した後、 3月を経過しても中止が解除されないと き</td> </tr> <tr> <td>工期変更</td> <td>原則、中止期間＝工期延長期間</td> <td>中止に伴う影響期間について工期延長す る</td> </tr> </tbody> </table>		工事全体を一時中止	工事の一部を一時中止	中止の範囲	工事全体	工事範囲において施工できない部分 （※中止の通知の際に図面で明示）	技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要	契約解除できる時期	中止期間が工期の10分の5 または6月を超えるとき	中止部分を除いた部分が完成した後、 3月を経過しても中止が解除されないと き	工期変更	原則、中止期間＝工期延長期間	中止に伴う影響期間について工期延長す る		<p>文言追記</p>
	工事全体を一時中止	工事の一部を一時中止															
中止の範囲	工事全体	工事範囲において施工できない部分 （※中止の通知の際に図面で明示）															
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している 期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要															
契約解除できる時期	中止期間が工期の10分の5 または6月を超えるとき	中止部分を除いた部分が完成した後、 3月を経過しても中止が解除されないと き															
工期変更	原則、中止期間＝工期延長期間	中止に伴う影響期間について工期延長す る															
<p><b>※土木工事のみ対象</b></p> <table border="1" data-bbox="80 930 1317 1608"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事全体を一時中止</th> <th>工事の一部を一時中止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中止期間が3ヶ月以内 の場合（標準積算）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>率計上項目は、標準積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等）</li> <li>※率計上項目の対象日数N＝一時中止日数（日） ⇒原則、工期延長日数と同一</li> <li>率計上項目以外は、積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>率計上項目は、標準積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等）</li> <li>※率計上項目の対象日数N＝部分中止に伴う工期延長日数 （日）</li> <li>率計上項目以外は、積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>中止期間が3ヶ月を超え る場合等（積上げ積算）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての増加費用を積上げ積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、 仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての増加費用を積上げ積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、 仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		工事全体を一時中止	工事の一部を一時中止	中止期間が3ヶ月以内 の場合（標準積算）	<ul style="list-style-type: none"> <li>率計上項目は、標準積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等）</li> <li>※率計上項目の対象日数N＝一時中止日数（日） ⇒原則、工期延長日数と同一</li> <li>率計上項目以外は、積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>率計上項目は、標準積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等）</li> <li>※率計上項目の対象日数N＝部分中止に伴う工期延長日数 （日）</li> <li>率計上項目以外は、積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>	中止期間が3ヶ月を超え る場合等（積上げ積算）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての増加費用を積上げ積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、 仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての増加費用を積上げ積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、 仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>								
	工事全体を一時中止	工事の一部を一時中止															
中止期間が3ヶ月以内 の場合（標準積算）	<ul style="list-style-type: none"> <li>率計上項目は、標準積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等）</li> <li>※率計上項目の対象日数N＝一時中止日数（日） ⇒原則、工期延長日数と同一</li> <li>率計上項目以外は、積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>率計上項目は、標準積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等）</li> <li>※率計上項目の対象日数N＝部分中止に伴う工期延長日数 （日）</li> <li>率計上項目以外は、積上げ積算とする。 （材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>															
中止期間が3ヶ月を超え る場合等（積上げ積算）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての増加費用を積上げ積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、 仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての増加費用を積上げ積算とする。 （社員等給与、現場事務所費用等＋材料の保管費用、 仮設諸機材の損料等）</li> <li>※積上げ積算の対象期間は、一時中止期間とする。</li> </ul>															

請負工事設計変更等ガイドラインの新旧対照表（令和8年4月1日から適用）

令和8年4月（改訂）	令和7年4月（現行）	備 考
<div data-bbox="341 1283 931 1612" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>請負工事設計変更等ガイドライン                      平成30年 4月策定                      令和3年10月改正                      令和7年 4月改正                      令和8年 4月改正                      札幌市財政局管財部工事管理室・契約管理課</p> </div>	<div data-bbox="1614 1283 2205 1612" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>請負工事設計変更等ガイドライン                      平成30年 4月策定                      令和3年10月改正                      令和7年 4月改正                      札幌市財政局管財部工事管理室・契約管理課</p> </div>	<p>改正年月の追記</p>